

説 明 書

1 業務の概要

(1) 件名

県立病院施設改修事業に関するコンストラクション・マネジメント業務

(2) 目的

病院施設の改修に係る設計・工事（以下「工事等」という。）について、発注者の技術的支援者として、実施計画、受注者選定、受注者に対するスケジュール・コスト・品質管理等のマネジメントを主体的に行い、改修事業費の抑制と円滑な事業実施を図る。

(3) 履行場所

埼玉県立循環器・呼吸器病センター	埼玉県熊谷市板井 1 6 9 6
埼玉県立がんセンター	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 7 8 0
埼玉県立小児医療センター	埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 2
埼玉県立精神医療センター	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 8 1 8 - 2

(4) 内容・仕様

- ア 年度計画検討業務
- イ 改修工事等実施支援業務
- ウ 短期修繕計画策定業務
- エ 業務報告

詳細は別紙「業務仕様書」のとおり

(5) 契約期間

契約日締結の日から令和 5 年 6 月 3 0 日

(6) 履行期間

令和 3 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 3 0 日

(7) 予定額

履行期間の業務委託料見積額は、金 55, 527, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）を上限とし、これを超えた見積額を提出した者は失格とする。

改修工事等実施支援業務（前述(4)イ）の対象範囲は参考データ②のとおりとし、委託料については対象案件の件数、金額に関わらず定額とする。ただし当初予算額が変更された場合は、協議により委託料の変更を行うことができる。

上記以外の業務に関する委託料は定額とする。

(8) 成果品

別紙「業務仕様書」のとおり

2 参加資格要件

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 法人契約事務取扱規程第3条第2項に該当する者
 - イ 法人契約事務取扱規程第21条において準用する同規程第3条第3項の規定により随意契約に参加させないこととされた者
- (2) 埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の「建築関連コンサルタント」又は「建設コンサルタント」に登載されている者であること。
- (3) 公示日以後に、埼玉県から入札参加停止措置を受けている期間がないこと。
- (4) 公示日以後に、埼玉県から入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (7) 会社の実績として、平成29年度から公示日までの間に病院施設（200床以上）のコンストラクション・マネジメント業務を完了させた実績があること。
- (8) 配置予定者の実績として、平成29年度から公示日までの間に病院施設（200床以上）のコンストラクション・マネジメント業務を完了させた実績があること。
- (9) 業務の実施にあたり次の資格を有する者をそれぞれ配置できること。当該技術者は、確認申請書の提出期限日の3ヶ月以前から恒常的な雇用関係にあること。
 - ア 1級建築士
 - イ 建築設備士
 - ウ 認定コンストラクション・マネージャー

3 参加資格の確認

プロポーザルに参加できる者は、下記の申請を行い、本プロポーザルに係る参加資格の確認を受けた者に限る。

(1) 提出書類

下記ア～オの書類（以下「確認申請書等」という。）

- ア 参加資格確認申請書（様式第2号）
- イ 会社概要^{※1}（様式A）
- ウ コンストラクション・マネジメント業務の実績（様式B・様式C）
- エ 業務実施体制等^{※2}（様式D）
- オ 埼玉県に競争入札参加資格審査申請中の者は、申請中であることが確認できる書類

※1 商業登記簿謄本、最近3年間の貸借対照表及び損益計算書、会社の基本理念

及び行動指針、倫理規定を添付すること。

※ 2 1級建築士、建築設備士及び認定コンストラクション・マネージャーの資格を称する書類の写し及び雇用関係を証する書類の写し（資格者本人の健康保険証）を添付すること。

(2) 提出部数 各1部（正本1部、副本1部）

※ 提出書類データを保存した電子媒体（CD）1枚を併せて提出すること。

※ 副本については、様式第2号は不要とする。

※ 副本には提案者名等参加者が類推できる表現は記載しないこと。（記載の例としては「S病院」「T株式会社」などと記載するか、黒く塗りつぶすなど工夫すること。）

(3) 受付期間

令和3年5月17日（月）から令和3年5月31日（月）午後5時まで

(4) 受付場所・提出方法

郵送又は持参により下記「13 窓口・問合せ先」あて提出すること。

郵送の場合は、封筒に「県立病院施設改修事業に関するコンストラクション・マネジメント業務 申請書類在中」と朱書し、書留郵便により上記期限内に必着のこと。

(5) 参加資格の確認結果

令和3年6月2日（水）までに「参加資格確認通知書」（以下、「確認通知書」という。）により通知する。

(6) 留意事項

ア プロポーザル参加希望者のうち、前記2(2)の登録をしていない者は、埼玉県の競争入札参加資格審査申請手続きを速やかに行い、資格審査を受けなければならない。また、埼玉県の競争入札参加資格審査申請中の者は、審査申請中であることが確認できる書類を、確認申請書等とともに提出しなくてはならない。

イ 競争入札参加資格審査申請中の者については、競争入札参加資格を満たさないことが判明した場合は失格とする条件を付して(4)の通知を行う。

ウ プロポーザル参加者が、次の各号に該当するときは失格とする。

(ア) 契約締結までに「2 参加資格」に定める要件のひとつでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合

(イ) 提出書類に虚偽の記載をした場合

エ プロポーザル参加者は、担当者から提出書類に関し説明を求められた場合は、提出者の負担において説明に応じなければならない。

オ 法人は、提出された確認申請書等を、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。提出された書類は返却しない。

4 閲覧図書の有無 無

5 質問及び回答

- (1) 受付期間 令和3年5月17日(月)から令和3年5月26日(水)午後5時まで
- (2) 受付場所 「13 窓口・問合せ先」に同じ。
- (3) 提出方法 FAX又は電子メール(電話により着信の確認を行うこと。)
- (4) 回答期限 令和3年5月28日(金)まで
- (5) 回答方法
 - ア 参加希望者全員に共通する質問に対する回答は、法人ホームページの本件掲載ページに掲載する。
 - イ プロポーザル参加希望者全員に共通しない質問に対する回答は、当該質問者にファクシミリ又は電子メールにより回答する。
- (6) その他
 - ア 質問は質問書(様式第9号)による。
 - イ 参加資格や提案と関係のない事項に関する質問やその他公正な審査を阻害するおそれがある質問は受け付けない。

6 現地説明会の実施 無

7 提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ア 提案書
 - イ 委託料見積書(様式F)

別紙「提案書評価基準」の項目ごとの「評価内容」を参考に、優位性、アピールポイントも含め簡潔明瞭に分かりやすく作成すること。

図などを用いることは自由である。文字のポイント数は11ポイント以上とする。

プロポーザル参加者は、この提案書及び委託料見積書によって、ヒアリング審査の説明(プレゼンテーション)を行う。
- (2) 提出部数 各1部(正本1部、副本1部)
 - ※ 提出書類データを保存した電子媒体(CD)1枚を併せて提出すること。
 - ※ 表紙には「県立病院施設改修工事等に関するコンストラクション・マネジメント業務 業務提案書」と記載するとともに、提案者名(企業名、代表者)を記載すること。
 - ※ 提案者名の記載は正本のみとし、副本には、提案者名等参加者が類推できる表現は記載しないこと。(記載の例としては「S病院」「T株式会社」などと記載す

- るか、黒く塗りつぶすなど工夫すること。) (以下全ての提出書類について同じ)
- (3) 受付期間 令和3年6月2日(水)から令和3年6月16日(水)午後5時まで
- (4) 受付場所・提出方法
- ア 郵送又は持参により下記「13 窓口・問合せ先」あて提出すること。
 - イ 郵送の場合は、封筒に「県立病院施設改修事業に関するコンストラクション・マネジメント業務 提案書在中」と朱書し、書留郵便により上記期限内に必着のこと。
 - ウ 期限までに提案書が到達しなかった場合は、審査を受けることができない。
- (5) 提案書の内容
- ア 業務の目的を達成するための取り組み事項(様式E-1)
 - イ その他事業者が提案する支援業務(様式E-2)
- (6) 提案書の提出をもって当説明書、仕様書等の記載内容及び条件を承諾したとみなす。
- (7) 提案書の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。
- (8) 提出書類は返却しない。
- (9) 提出書類は本業務の審査以外の目的には提出者に無断で使用しない。また、提出書類は本業務の事業者の審査に必要な範囲で使用又は複製できるものとする。
- (10) プロポーザル参加者は、二つ以上の提案をすることはできない。また、提出した提案書は字句の誤りを除き変更、差し替え、再提出はできないものとする。
- (11) 提案書に記載した配置予定者は、原則として変更することはできない。
- (12) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とするとともに、最適と考えられる者を変更することがある。

8 提案書提出後の予定

- (1) ヒアリング予定日
令和3年6月23日(水)
※WEBで開催予定。
- (2) 選定結果通知方法
- ア ヒアリングの時間割等については別途通知する。
 - イ ヒアリング後に審査委員会を行い、当該業務について最適案を特定し、当該提案書を作成した者にその旨を書面により通知する。
 - ウ イ以外の者に対して、特定しなかった旨を書面により通知する。
 - エ 各通知は、FAX及び郵送により通知する。

9 ヒアリング審査

プロポーザル参加者に対して、提案に対する質疑及び補足説明を求めため、ヒアリング審査を実施する。

- (1) ヒアリングへの参加人数は1事業者3人までとし、説明者は、原則として実際に受注した場合に業務運営にあたる業務責任者に予定された者とする。また、提案について明確な説明と責任ある回答のできる者が同席する。
- (2) プロポーザル参加者は、15分の説明（プレゼンテーション）を行う。ただし、プロポーザル参加者数によっては、説明時間を調整することがある。
- (3) 説明は、提出された提案書と見積書のみを使用すること。追加資料等の表示は一切禁止することとする。
- (4) 審査者に配付する提案書について、参加者が特定できると想定される部分は伏せ字にする。
- (5) 説明前及び説明中に会社名や説明者名の紹介など参加者が特定できる行為は禁止する。
- (6) ヒアリング審査及び記録は非公開とする。

10 審査

- (1) 法人は、埼玉県立病院機構コンストラクション・マネジメント事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し（事務局：法人本部施設整備担当）、審査を行う。
- (2) 選定委員会は、書類及びヒアリング審査の内容について、選定委員全員の評価を参考に総合的な合議により交渉権者を選定する。
評価が最も高い提案をした者を第一交渉権者とし、次点の者を第二交渉権者とする。評価が最も高い提案をした者が二者以上いる場合は、選定委員会で協議し、第一交渉権者を決定する。
- (3) 評価基準は別紙「提案書等評価基準」のとおり。
- (4) 審査の経過等に関する問い合わせには一切回答しない。

11 契約締結

- (1) 契約書作成の要否 要
 - ア 別添契約書(案)をもとに、第一交渉権者を内定者とし契約締結の協議を行い、最終合意に至ったときに契約を締結する。
 - イ 契約書は2通を作成し、双方各1通を保管する。
 - ウ 契約書に双方が記名押印することにより当該契約は確定する。
 - エ 契約にあたって、又は契約後に仕様書の趣旨に反する覚書等を取り決めた場合は、その取り決めに無効とする。
- (2) 契約の対象となる業務内容の協議は、提案書に記載された内容に基づいて行うものとし、審査対象とした重要事項は原則として変更できない。
- (3) 内定者は、仕様書等に係る不知又は不明を理由として異議を申し立てることはで

きない。

(4) 内定者が、次の各号に該当するときは内定を取り消す。なお、内定の取消し、又は内定者からの辞退の申し出があった場合、次点の者を内定者に繰り上げる。

ア 提出書類に虚偽の記載があったとき。

イ 参加資格に掲げる要件に適合しなくなったとき。

ウ 協議の辞退を申し出たとき。

エ 協議が膠着状態に陥ったと法人が判断したとき。

オ 正当な事由なく契約手続きに応じなかったとき。

カ 事業者の資金事情の変化等により、提案した事業の運営が確実に履行できないと法人が判断したとき。

キ 著しく社会的信用を損なう行為等により事業者としてふさわしくないと法人が判断したとき。

(5) 契約保証金

埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第26条の規定による。

免除を申請する場合は様式第10号を提出すること。

12 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本円

(2) 本プロポーザルに係る一切の費用はプロポーザル参加者の負担とする。

(3) プロポーザル参加者は、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「辞退届（様式第11号）」により届け出ること。

(4) コンストラクション・マネジメント業務の受注者（資本面又は人事面において関連のある者*を含む。）は、コンストラクション・マネジメント業務の対象となる工事等の設計者、施工者となることができない。

※：「資本面において関連のある者」とは、一方の事業者が他方の事業者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいう。また、「人事面において関連のある者」とは、一方の事業者の代表権を有する役員が他方の事業者の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

(5) スケジュール

項目	日程
公示	令和3年5月17日（月）
質問書の提出期限	令和3年5月26日（水）午後5時まで
質問に対する回答	令和3年5月28日（金）

参加資格確認申請の提出期限	令和3年5月31日(月)午後5時まで
参加資格確認結果の通知	令和3年6月2日(水)
企画提案書の提出期限	令和3年6月16日(水)午後5時まで
ヒアリング	令和3年6月23日(水)
契約締結	令和3年6月下旬

1.3 窓口・問い合わせ先

埼玉県立病院機構本部 施設整備担当 成田・紫藤・須賀

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-13-3

電話 048-830-5979 (直通)

FAX 048-830-4905

e-mail a5970-03@saitama-pho.jp